

## 輸出用酒類の放射能分析について

酒類を輸出するに当たり、輸出先国（輸出先地域を含みます。以下同じ。）から、当該酒類が輸出先国の定める上限値を超える放射性物質を含まないことを証明する証明書の添付が求められている場合には、独立行政法人酒類総合研究所で分析を実施します。

（注） 我が国政府と輸出先国政府との協議の結果、証明書の様式等について調整済みとなっているものに限ります。

### 1 独立行政法人酒類総合研究所が行う分析

#### (1) 分析対象

輸出先国が定める都道府県で製造され、当該輸出先国に輸出する目的をもって容器に充填・密封された酒類とします。

#### (2) 分析方法等

- ・ ゲルマニウム半導体による分析

「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」に定める「ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法」に従い、ヨウ素、セシウムごとの放射線量の分析を行います。

#### (3) 分析結果の通知

分析結果は、「酒類の分析報告書 (Analytical Report of Alcohol Beverage)」により、輸出証明書とともに通知します。

### 2 分析に必要な試料等の送付

#### (1) 送付物

##### イ 試料

証明を受ける酒類と同一の詰口作業により容器に充填・密封した酒類ごとに、総容量が 2 リットル以上

なお、送付する全ての容器に試料送付票を貼付してください。

（注） 例えば、同一の詰口作業により 720ml ビン、500ml ビン及び 350ml 缶に酒類を充填・密封した場合、一つの容量の容器に充填・密封した酒類について分析を受けることにより、全ての容量の容器に充填・密封した酒類について分析報告書の発行が可能です。

なお、既に一つの容量で分析を受けた酒類について、他容量での分析報告書が必要な場合は、後述の「4(2) 同一詰口」をご覧ください。

##### ロ 「分析試料明細書」の写し

(2) 送付に当たっての留意事項

送付に当たっては、以下の点に留意するとともに、「分析に必要な試料等の送付におけるチェック表」を基に誤りがないか確認をお願いします。

「分析試料明細書」の写し及び「試料送付票」の記載内容と、容器の中身が異なることのないよう、十分に注意してください。

(3) 送付先

(独) 酒類総合研究所 広報・産業技術支援部門 1階分析室 〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-7-1 TEL 082-420-0800 (代表)
--

- (注) 1 試料の送付先については、測定機器の導入状況によって今後変わりうることをご了承ください。
- 2 試料を送付する外箱の上面に「分析試料在中」と朱書きしてください。
- 3 送料はご負担願います。
- 4 送付する試料は酒税の課税対象となります。
- 5 送付された試料は返却いたしません。

3 証明書発行に必要な書類の送付方法等

分析を依頼する方は、輸出証明書発給システムにより、必要書類を添付の上、国税局酒税課（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課。以下同じ。）へ申請していただくとともに、独立行政法人酒類総合研究所に試料を送付してください。

このとき、「分析試料明細書」の写しを必ず控えてください。

「酒類の分析報告書」は「分析試料明細書」の記載を基に作成しますので、輸出申請書その他の書類と記載内容に相違がないようご注意ください。

4 既に分析を受けた酒類に関連する分析報告書の発行について（再発行等）

以下のいずれかに該当する場合は、上記2及び3によらず、国税局酒税課に連絡の上、「分析試料明細書」を提出してください。

(1) 再発行

既に分析を受けた酒類について、輸出証明のために再度「酒類の分析報告書」が必要な場合には、「分析試料明細書」の「その他特記事項」の欄に、「再発行」の旨記載するほか、分析済み試料に係る試料送付番号（以前の申請を書面で行った場合には、以前発行した「酒類の分析報告書」の右上に記載されている分析報告書発行番号）を転記してください。

(2) 同一詰口

同一の詰口作業により複数の容量の容器に充填・密封し、既に一つの容量で分析を受けた酒類について、他容量での「酒類の分析報告書」の発行が必要な場合には、「分析試料明細書」の「その他特記事項」の欄に、「同一詰口」の旨記載するほか、分析済み試料に係る試料送付番号（以前の申請を書面で行った場合には、以前発行した「酒類の分析報告書」の右上に記載されている分析報告書発行番号）を転記してください。

## 5 その他

証明書の発行を申請するに当たり、以下の点についてご了承ください。

- (1) 申請が多数寄せられた場合や書類の記載内容に誤りがあった場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。
- (2) 分析結果については、食品衛生法における国内流通食品の指導・監視機関である地方自治体に提供します。また、関係機関において、分析結果が公表されることがあります。

## 分析に必要な試料等の送付におけるチェック表

放射性物質検査証明書の発行が円滑に進むよう、独立行政法人酒類総合研究所への試料送付の際には、以下の点を確認してください。

- 証明を受ける酒類と同一の詰口作業により容器に充填・密封した酒類ごとに、総容量が2リットル以上となっているか
  
- 送付する全ての容器に試料送付票が貼付されているか  
(複数の試料を送付する際に試料の誤りがないか)
  
- 「分析試料明細書」の写しが同封されているか
  
- 「分析試料明細書」の記載内容に誤りがないか  
(ラベルを貼付している場合には、商品名、製造時期が合致しているか)
  
- 国税局酒税課に送付すべき書類が同封されていないか
  
- 再発行又は同一詰口の場合、「分析試料明細書」の「その他特記事項」の欄に必要事項が記載されているか。